**大阪府入札監視委員会 第2部会 平成21年度第3回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成22年2月17日（水）午後1時30分から午後5時まで

２　場所　　大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階特別会議室

３　出席委員　　部会長ほか4名

４　審議対象期間　　平成21年8月1日から平成21年11月30日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の入札参加停止措置等の状況、談合情報の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数505件の中から次の13件を委員が抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

（抽出事案一覧）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(千円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 御堂筋イルミネーション設置撤去工事 | 102,900 |
| 一般競争 | 大阪府立中央図書館地下書庫改修工事 | 293,790 |
| 随意契約 | 大阪府布施警察署新築電気設備追加工事 | 12,600 |
| 一般競争 | 大町遺跡発掘調査に伴う機械掘削等請負工事 | 6,675 |
| 一般競争 | パーキング・チケット設置等工事（第1回）（設置工事） | 17,923 |
| 一般競争 | 信号機改良工事（第35回）（設置工事） | 4,164 |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 一般競争 | 街頭防犯カメラ設置工事（ミナミ地区）監理業務 | 1,627 |
| 随意契約 | 大阪府営吹田竹見台住宅民活プロジェクトアドバイザー業務委託 | 7,035 |
| 委託役務業務 | 一般競争 | 大阪府曽根崎警察署他放置車両確認事務等業務 | 704,764 |
| 随意契約 | 女性検診委託業務 | 1,120 |
| 随意契約 | 緊急雇用創出基金事業「平和情報収集・発信事業」 | 13,600 |
| 随意契約 | 緊急雇用創出基金事業「防犯に関する広報啓発キャラバン業務」 | 56,490 |
| 物品購入 | 一般競争 | ズックぐつAほか6件 | 4,862 |

６　審査の結果　　抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

（別 添）

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 【御堂筋イルミネーション設置撤去工事】  ○ 落札率が５８．６１％と低いが、出来映えの評価はおこなっているのか。 | ○ 点灯前、取り外し後に品質管理の状況等を適正に検査している。 |
| 【大阪府立中央図書館地下書庫改修工事】  ○ 電動式集密書庫を扱っている業者は、何者あるのか。  ○ 工期がもう少し長ければ、応札業者も増え、また、応札した業者の応札金額ももう少し下がったのではないか。 | ○ 設計段階においてメーカー等にヒアリングしたところ、大阪府の入札参加資格として機械器具設置工事で登録していて、製作もしているメーカーは６者であった。  ○ 応札金額が下がったかどうかについては技術者・材料の手配や工場の稼動等いろいろな要素が関係し、工期が長いと人件費もかさむので、参加者が増えたとしても応札金額が下がったとは一概には言えない。 |
| 【大阪府布施警察署新築電気設備追加工事】  ○ 予定価格はどのように設定したのか。  ○ 何故、追加工事として発注したのか。 | ○ ７者から見積もりを徴収し、他の現場の落札金額等を考慮して設定した。なお、見積もりを徴収した７者の中には本件落札業者は含まれていない。  ○ 本工事は、留置施設内のトイレにおける被留置者の事故防止を目的にセンサーシステムを設置するものである。平成１９年度の実施設計の際に設置の検討をしたが、警察の求める仕様と異なっていたため、導入を見送った。その後、同センサーシステムの性能が向上し、近畿の他の府県でも導入されるようになり、再検討した結果、大阪府警察が要望する性能を有することが確認されたため、導入を決定した。 |
| 【大町遺跡発掘調査に伴う機械掘削等請負工事】  ○ 応札した１３社すべてが最低制限価格である。見積もりが甘いのではないか。  ○ 機械掘削部の際の現場監督は誰がしているのか。 | ○ 府の積算基準に則って積算している。昨今、仕事量が減少している中で、受注したいという意欲の現われではないかと推測している。  ○ 教育委員会文化財保護課の職員が常駐している。 |
| 【パーキング・チケット設置等工事（第１回）（設置工事）】  ○ 入札に１５社が参加したが２社のみの応札であった。辞退者が多いのはなぜか。 | ○ 本工事の主な工事場所は、中央区の千日前通で大阪ミナミの繁華街でもあり、歩行者、車両の通行量が多いため、工事に必要な道路使用許可が深夜、日曜及び休日となることから、作業要員の確保が困難になるなどの理由により、本案件は敬遠され２業者のみの応札となったものと推測している。 |
| 【信号機改良工事（第３５回）（設置工事）】  ○ ７件の工事を同時に発注しているが、工事を区分した基準は何か。  ○ 業者は７案件すべての入札に参加できるが、落札できるのは１件のみとの条件（いわゆる「取りぬけ」）になっている。そのため、本件においては、落札者より低い金額で応札した者がいるにもかかわらず、他の案件を落札していたため落札できず、落札率も１００％になっている。また、７案件を「とり抜け」を条件に同時発注しているのに、参加業者がほぼ同じで、応札業者数は多くても１０者、少ないものでは２者のみの応札である。工夫が必要ではないか。 | ○ 事業別と地域別で分けている。また、「事業別」は制御器、信号灯器のように機器ベースで区分している。  ○ 信号機の入札に参加する業者は１５社程度である。増やそうと努力している。また、発注時期が重ならないよう、設計時期等を改善するよう検討している。  ○ 今後、年間を通じて平均して発注する。また、同時発注の案件数も減らす。 |
| 【大阪府営吹田竹見台住宅民活プロジェクトアドバイザー業務委託】  ○ 契約の業務名が１年目は、「民活手法の導入可能性の検討に当たってのアドバイザー業務」２年目、３年目は、「民活プロジェクトアドバイザー業務」となっている。また、各年度の契約期間も、１年間ではなく特定の期間となっており、年度ごとの契約金額も異なっている。なぜ、このように分割して契約しているのか。  ○ 経費はどのように算定したのか。 | ○ 各年度にそれぞれ必要な業務があり、業務を依頼する時期･期間も業務に応じて異なる。そのため、必要に応じて契約している。また、大阪府としては導入可能性があると考えて、ＰＦＩ手法導入可能性検討調査を行うが、費用対効果、市場性の観点から専門家にみてもらった結果、可能性がないという結論もあり得る。そのため、導入可能性があることを確認してから、次の年度の作業に入っている。  ○ 必要な業務量を調査し、府の人件費単価をかけて算定している。 |
| 【大阪府曽根崎警察署他放置車両確認事務等業務】  ○ 本件と同種の業務の発注状況はどうなっているか。  ○ 本件は、総合評価方式で、落札者を決定している。本件には、Ａ社とＣ社の２社が応札し、Ｃ社の方が低い金額を提示していたが、技術評価点はＡ社のほうが高く、総合評価点が高いＡ社が落札している。Ｃ社は、５ブロックも受注しているのに、技術評価は低いのか。  ○ 価格評価５０点、技術評価５０点の１００点満点で、予定価格以下であれば３５点が基準点として一律付与されるとのことだが、このような配点はどのように決定されるのか。 | ○ 大阪を８ブロックに分けて、発注している。本件はＡ社、残りのうち２つのブロックはＢ社、５つのブロックはＣ社が受注している。  ○ Ｃ社が受注した５案件におけるＣ社の技術評価点は、５０点満点中で４０．８～４２．２である。なお、Ａ社は本案件のみに参加し、他の７案件には参加していない。本案件におけるＡ社の技術評価点は４５．６０、Ｃ社は４０．７０であった。  ○ 外部の学識経験者等で構成する総合評価委員会の意見を聴いたうえで落札者決定基準を定めている。 |
| 【緊急雇用創出基金事業 「防犯に関する広報啓発キャラバン業務」】  ○ 落札者が契約を辞退したとのことだが、辞退理由はなにか。また、辞退理由を確認しているのか。ペナルティは課していないのか。  ○ 他の業者と落札額で契約したとのことだが、当初落札した業者の辞退理由は、算定間違いということであった。契約した業者も当初の入札の段階では、契約金額より高い金額を提示していた。契約業者は、かなり無理をしているのではないか。緊急雇用創出基金事業なのに、人件費にしわ寄せがいくのではないか。 | ○ 落札者が、本件業務に係る積算を誤ったためである。具体的には、本件業務については、ひったくり防止カバーを配布することが業務内容の一つとなっているが、必要数量を大幅に見誤っていたため、入札金額を誤ったと聞いている。また、契約辞退の申し出があったときに業者から聞き取りを行い、積算書も確認している。ペナルティについては、当該業者を入札参加停止（１２か月）とするとともに、違約金（落札金額の２％）を徴収している。  ○ 地方自治法施行令の規定により、落札者が契約を締結しないときに随意契約を締結する場合は、落札金額の制限内でおこなうこととされている。落札業者が契約を辞退した段階で、有効な入札を行った７者に対して、落札金額を提示したうえで、見積書の作成を依頼した。うち６社が見積書の提出を辞退し、１社のみが本件入札に係る落札金額以下の見積書を提出してきたため、当該業者と随意契約を締結した。 |
| 【ズックぐつＡほか６件】  ○ 落札率が高いのはなぜか。 | ○ 入札実施時期における実勢価格を十分考慮した入札予定価格を設定するため、大阪府の入札参加資格者名簿に登載されている中の複数の業者より見積書を徴収し、その見積額を考慮しながら入札予定価格を設定した。  そのため、結果として高い落札率になったと推測している。 |